

# 船首隔壁弁に係る統一解釈に関する改正の解説

## 1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている船首隔壁弁に係る統一解釈に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、鋼船規則D編、鋼船規則検査要領D編及び旅客船規則検査要領（外国籍船舶用）が改正されている。なお、本改正は、2026年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。

ただし、後述の「3. 改正の内容」中(2)に示す改正、すなわち、総トン数500トン未満の貨物船（外国籍船舶にあっては、これに加えて国際航海に従事しない船舶）の参酌規定に関する鋼船規則D編及び旅客船規則検査要領の改正については、2026年1月1日から施行される。

## 2. 改正の背景

2024年に発効したSOLAS条約II-1章第12.6.2規則改正により、船首隔壁弁に乾舷甲板の上方からの遠隔による操作機能が要求され、また当該弁の遠隔操作システムに障害が発生した場合、自動的に閉じるものとするか、又は乾舷甲板の上方から手動にて閉じることのできるものとしなければならない旨が規定された。本会はこれを既に本会規則に取り入れている。

フェイルクローズ機構が要求される遠隔操作弁には機械駆動式だけでなく手動による操作も含まれることを明確にするため、IACS統一解釈SC306が発行された。2025年6月のIMO第110回海上安全委員会(MSC110)で本解釈が承認されたことから、これに基づき、関連規定を改めた。

加えて、本会はこれまでSOLAS条約が適用されない国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶に対してもSOLAS条約が適用される船舶と同様にSOLAS条約II-1章第12.6.2規則に基づく要件を適用していたところ、当該船舶の遠隔操作弁の参酌規定を設けるべく関連規定を改めた。

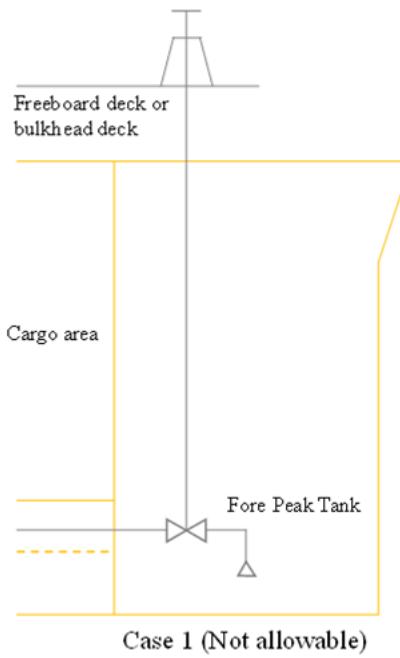
## 3. 改正の内容

主な改正点は以下の通りである。

### (1) IACS統一解釈SC306に関する改正

鋼船規則検査要領D編及び旅客船規則検査要領において、遠隔操作弁が手動式又は機械駆動式のいずれの場合においても、フェイルクローズ機構が要求される旨を規定した。代表的なケースを下記図1から図4に示す。図1は認められない配置であり、図2から図4は認められる配置である。

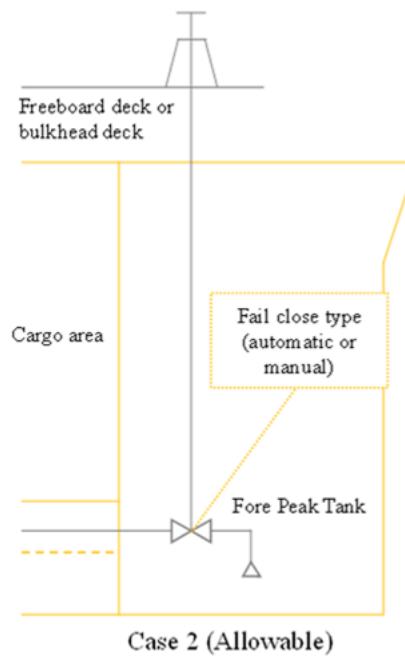
図 1



Manual deck stand controlled from the freeboard deck or bulkhead deck

When fail, the valve remains at its current position

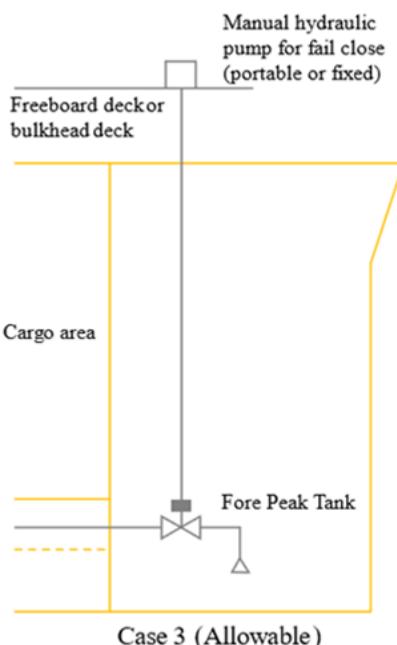
図 2



Manual deck stand controlled from the freeboard deck or bulkhead deck

Fail-close type valve (automatic close or manual close from the freeboard deck or bulkhead deck)

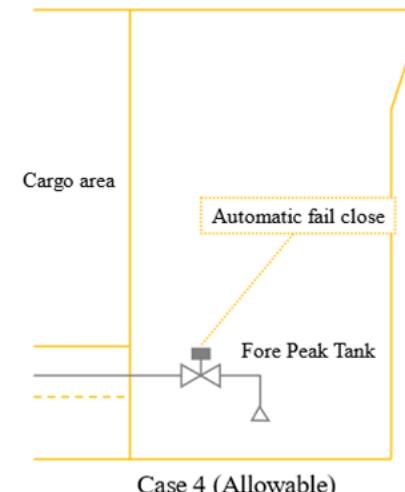
図 3



Actuated mechanically and controlled remotely from cargo control room, etc.

Manual fail-close from above the freeboard deck or bulkhead deck

図 4



Actuated mechanically and controlled remotely from cargo control room, etc.

Automatic fail-close

## (2) SOLAS 条約非適用船に関する参酌規定

鋼船規則 D 編及び旅客船規則検査要領において、総トン数 500 トン未満の貨物船（外国籍船舶にあって

は、これに加えて国際航海に従事しない船舶) には同編 13.2.5-2 に規定される遠隔操作弁に代えて、参考規定が適用される旨を規定した。

- (a) 日本籍船舶にあっては、国土交通省の所管する船舶区画規程第三編第一章第百二条の二及び第四章第百二条の十の二にて、総トン数 500 トン未満の貨物船は当該規程の適用外とされるため、SOLAS 条約 II-1 章第 12.6.2 規則で要求される遠隔操作弁に代わる本会独自要件として要求することとした。
- (b) 外国籍船舶にあっては、国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶を対象として、前(a)の本会独自要件を要求することとした。